

# 多可町総合教育会議会議録

## 平成28年度 第1回

1. 開催日 平成28年6月30日(木) 午後3時～

2. 場所 多可町教育委員会 会議室

3. 出席者

町長	戸田 善規
委員長	門脇 きみ子
委員	熊田 正博
委員	數原 誠子
委員	藤田 裕子
教育長	岸原 章

4. 陪席者

総務課課長補佐	奥村 祐司
教育総務課長	今中 明
学校教育課長	谷尾 秀伸
こども未来課長	今中 孝介
教育総務課副課長	宮原 文隆

5. 第1 議 案  
会議録署名委員について

6. 第2 協議事項

(1) 子どもの貧困について

- ①就学援助
- ②ハートフル学業支援金
- ③大学等奨学金事業

(2) 少子化に伴う教育的課題について

- ①いじめ問題

## 7. 報告事項

(1) 今後の総合教育会議開催について

第2回総合教育会議の開催 平成28年11月～29年1月頃

(2) その他

## 【開 会】

町長あいさつ

皆さん、こんにちは。夏至の時候に入っております。「菖蒲花咲く」という時候だったと確か思います。明日が半夏生になり、一番むっとするというか梅雨の末期の時期を迎えようとしています。みなさま方にはご多用中にもかかわらず、総合教育会議の集まりをしていただきありがとうございます。

教育委員会の関係の事柄につきましては、教育委員会でお決めいただくというふうな事で当然でございます。昨年を振り返ってみますと、八千代区小学校3校の統合という事でいろいろご理解いただき、統合後の良い成果を収めつつあるというふうに聞いておりました、本当に有り難いことだと思っております。

また、学校給食センター調理部門の民間委託、これにつきましても肅々と協議が進んでおると理解をいたしております。そして、キッズランド民営化関係についても、いよいよ本格的な話し合い部分に入っていく時期かと思っております。

以上のような教育に関する事柄は、教育長をはじめ皆さんにお任せするということですけれども、この総合教育会議というのは逆に言いますと、教育委員会がお持ちの課題で、かつ、町長部局と関連する課題を、一緒に取り組むべき問題として検討協議する場と考えています。

今回の議題につきましては、現在大きく世間でも取り上げられてる課題「子どもの貧困問題」を論議してみたいと思っております。多可町の実態については私は十分に把握できておりませんし、把握を逆にしなければいけないと思うのですがなかなか難しい課題なのかなとも思っております。短時間ではございますけれども良い論議ができますことを期待させていただいてご挨拶にかえさせていただきます。お世話になります、どうぞよろしくお願いいたします。

### 日程第1 会議録署名委員の指名

門脇委員と藤田委員を指名

### 日程第2 協議事項

#### (1) こどもの貧困について

##### ①就学援助

就学援助について事務局より説明がなされた。

##### ②ハートフル学業支援金

ハートフル学業支援金について事務局より説明がなされた。

##### ③大学等奨学金事業

大学等奨学金事業について事務局より説明がなされた。

#### 【子どもの貧困について】

町 長： それでは、ただいま事務局の説明がありましたが、この説明資料についての質問を先に受け入れますが、いかがでしょうか。何かございますか。

では、無いようですので、話し合いに入りたいと思います。この説明を受

けられてどのようにお感じになったか、それと今の町内の現状をどう受け止められてるか、その辺からご意見いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長： 子どもの貧困に関しましては教育委員会でも常に問題になっています。良い方向へいけばと思いますが、非常に難しい問題ですね。

貧困と言いましても、財政的な面だけでの貧困ならば、まだはっきりと視点が定まって何とか方向が見つかりそうな気がします。しかし、貧困と言いましてもお金だけの問題ではなく、お金を支給すれば解決するといったことではありません。親の教育力、身近かに相談する人がいない、地域との繋がりが無い等のことがすべていろいろ絡まって、貧困問題が増えつつあると思います。

多可町の子ども達の貧困に関しては、就学援助を受けてるのは何名とか、その比率など数字では分かっています。しかし、実際はそれが妥当な数字であるのかどうか、また無駄なところについていないかと気になります。一方、少しでもより良い生活ができるようにと親も子も頑張ってもぎりぎりの生活であるにもかかわらず、申請されていない家庭もあるのではないかという思いもあります。申請して貰えるものは貰ったら良いといった非常にドライな考えの保護者・家庭もあれば、山間部の多可町では逆に援助を受けることは恥ずかしいというような思いがあるのではないのでしょうか。そのあたりが申請が出ない要因ではないかと思います。実際にどの程度困っておられるのか周りから見ても分かりにくく、実態をつかむのが難しいです。学校現場の先生は、毎日子どもに接している中で、あれっと思われたり、保護者との対応の中でちょっとこれは心配だと思われたり、子ども達の環境を把握しやすいかもしれません。

プライベートな面が大きく難しい問題ですが、多可町で貧困で苦しんでいる子ども達があるとすれば、多可町総合教育会議でどのような形であろうとも光を当てられる方法を見つけないというのが私の一番の課題です。

町長： 上手く整理していただいてありがとうございます。お金だけではないというのはその通りだと思います。ドライと言われてることでありますが、ドライではない人の方が少なくなったのではないですか。私らの世代でしたら、恥の文化であって今の人たちは、その辺は割り切ってるのではないですか。

委員長： 以前、離婚された母子家庭のお母さんが、金銭的にどうもお困りのようで、そのような環境でイライラされて、子どもにも辛く非常に厳しくあたっているような感じがすると、担任の先生から相談を受けました。就学援助の制度について、担任から話をするようにしたのですが、「要りません、私は自分の子どもは自分の力で何とかしますから」と言われました。非常に真面目で一生懸命にされてるだけに、そういう思いが強いんだと思いました。就学援助を受けることは決して恥ずかしいことではなく、子どものためにあるんですからと話をしたのですが、「考えてみます」とは言われたものの、なかなか返事は返ってきませんでした。身近に誰か話をしてくださる方があれば良いのにと考え、親戚にあの方ならと思う方があり、事情を話して気持ちをほぐしていただけないかとお願いしました。すると、数日後にお母さんから申請しますと連絡がありました。

自分が離婚をして母子家庭になってしまい、子ども達に不自由させてしまったと

いう思いがお母さんにあるんだと思いました。1人親は貧困率が高いということは聞きますし、周りに相談できる人も少ないのかなと思いました。

町長： 今おっしゃった例で受けられない人、全く関心が無い人、ネグレクトとかの家庭は極端で難しいですね。確かに学校現場が、子ども達の状況を一番把握がしやすいように思われますね。こんな場合は、教育現場ではどうされるのですか。

教育長： 家庭の状況は、確実に子どもの変化に出てきます。例えば、不登校、学力不振、ネグレクトが疑われる場合に、それぞれの担任なり学校が保護者と関わろうとするのですが「ほっておいてください」と言われ、関われないという状況があります。

子どもが登校拒否になり、担任の先生が毎朝行って声かけしていましたが、そんなに来てもらわなくて良いからと言われたり、そうかといってあまり行かなかったらこの頃全然来てくれないという声が出て来たりで、その辺りが本当に難しいところがあります。民生委員さんへの相談も、プライバシーの問題があるので、非常に難しい状況です。

町長： 今、民生委員さんとの連携はどうなってるのですかと聞こうと思ってたのですが、なかなか難しい状況なのですか。

教育長： 民生委員さんからは、我々は守秘義務があるので、問題があるなら言って下さいと言われてます。しかし不登校などの相談はなかなか難しいところがあります。

町長： 把握はできても、スムーズな対応はできないということですね。

教育長： そうですね。

委員長： 貧困についていろいろと考えると、とてつもなく複雑すぎて手も足も出せない感じがするのですが、一番最初にこれだけは解決したいと思うのはせめて3度の食事だけは心配しないで生活してほしいということです。

多可町で、3度の食事でも1回は給食があるとしても、朝夕の食事がちゃんと摂れていない子どもが現実に居るのかどうかさえはつきり掴めないのです。いつも買ったお弁当ばかりとか、朝でも菓子パンだけとか、朝食を抜いて登校するとか、食べたいけど食べられないとか、早朝から親が仕事に行っていないので食べられないとか…。食事だけでもせめてなんとかならないかなと、私としては一番取り組みやすい問題かなと思いますね。

委員： 私も多可町内での実態をできる限り把握して少しでも助けてあげられるように、細やかな目を見て、デリケートなことなので傷つけないように、上手くサポートできるようなやり方が一番良いと思います。民生委員が関わることも思い浮かびますが、その方にしたら普段の関わりもない民生委員がいきなり来られて、話されても、バリヤ張って本当の事はなかなか言えないのではないのでしょうか。普段から接している担任の先生があれっと思われたら、しばらく様子みて、周りからどうなのかなとか、服装とか朝食食べて来てるかとか、だいたい細やかに目を光らせて見てあげないとなかなか見つけにくいことかなと思います。

教育委員になって間もない頃の学校訪問で、保健の先生から、ある子はご飯食べて来ないので前の日のパンを冷蔵庫に入れて、それをこそっとあげるという話を聞いたことがあります。しかしそれから何年かはそういう話は聞いたことはないですし、多可町で実際にそのような環境にある子どもがいるのか、いないのか分からな

いのですが、その時点では1人はいたということになります。今は学校訪問に行かせてもらっても、ここ数年保健の先生からそういった話を聞くということはないですから、本当のところはどうか分かりません。

委員： 先ほど委員長が言われた通りのことを思ってたのですが、毎年6月末頃に就学援助の認定の協議があります。所得のことやいろいろありますがそれを見ていると、えっと思うのが何件かあります。先ほど委員長が言われてたように、ハードルを下げると助かる人もあるかも知れませんが、上手く受けられる人もあったりして何か変だなと思うことがよくあります。

町長： 上手く受けるとは、要するに実態上は受けられないのに受けているということですか。

委員： そうです、それともうひとつ、年寄りがおられて、なりの悪いことはしてくれるなどと言う家庭と、貰えるものは貰うというドライな家庭との線引きが非常に難しいと思います。

委員： 就学援助やハートフル学業支援金給付制度の認定審査に際して、毎回非公開会議ですが、すでに所得基準等がクリアされた状況であれば、支給は無理ですねとは言えないです。すべて承認することになります。まずは大きな貧困ということよりも、地元の方への就学援助とかハートフルをどのように上手く支給するかですね。

#### 【就学援助について】

町長： では先ず、多可町の就学援助の状況で改善すべきところはあるでしょうか。事務局お願いします。

事務局： 委員長がおっしゃったように、各々の世帯の経済実態を事務局で把握するのは難しい状況ですので、事務的にある程度割り切らないと仕方がないと思います。

就学援助の所得基準額について、近隣と比較すると昨年度は厳しいところがありましたので、それを緩和して対応しています。当面は社会全体の変化や近隣の状況を見ながら、対応していきたいと考えています。

町長： この多可町就学援助の推移の認定率の11.6%というのは、全国平均と比較すればどうですか。

事務局： はい、約15%が全国平均となっております。

町長： 多可町の平成27年度就学援助申請取りまとめ表の申請者割合の11.6%の校区別の分析について、事務局はどう見えていますか。

事務局： 校区毎の差の根拠になるところは、やはり分かり兼ねるのが現実です。年によって変わってきていると教育長も言われているとおり、以前は違う学校が少し高かったという事実もあり、そうしたことからしましても一概に校区ごとの傾向を導き出すことは難しいと考えています。

教育長： それと、大きな県営住宅などができたら、この比率はぐっと変わってくる要素も含んでると思います。

町長： 総じて小学校の方が高い感じがしますが、どう思いますか。中学校が高いかも知れませんが、やっぱり若い世代にいくほどそういう傾向があると考えて良いのです

か。

教育長：　そうですね。やはり、まだ子どもが小さい段階で離婚されたりして、母子家庭でお母さんが働きながら育てておられるのが実情と思います。

委員：　何年か前までは認定してまして、今年は無理だという人があります。

町長：　先程の事務局の説明の中で、所得基準額を対生活保護費でいくらから、いくらにあげたとはどういうことですか。

事務局：　生活扶助費が国で決められてます。扶助費に対する係数を、1.15倍から1.2倍に引き上げました。

町長：　そうすると、東播磨地域を中心とした就学援助の認定基準状況表の多可町より厳しいとする網掛け部分は、もう少し増えるということですか。

事務局：　はい、今年度は多可町の場合は緩和してますから、所得基準はもう少し上になっています。お示した表は27年度分ですから、例えば2人世帯の場合は所得基準額は1,544,800円です。係数を1.2倍にする事によって、平成28年度は所得基準額は1,600,800円になります。しかし他の市町も、今年度に基準が緩和されていることがあり得ます。

町長：　明石市あたりが非常に高いですね。2人世帯で、所得基準額2,000,000円ですね。

委員：　ほとんどの市町が、3人世帯で所得基準額は約2,000,000円を超えていますか  
か　　らね。

事務局：　多可町でも、平成28年度は所得基準額が2,037,600円となっています。都市部と地方では生活扶助費の基準額が変わってきますので、それも影響していると思います。都市部は生活経費が高くなるので、基準額も高くなります。

町長：　まずは結論として、認定基準の状況のこの部分の生活扶助費に対する係数1.2に上げたということで、しばらくはこの状況で様子を見る判断で良いのですね。

#### 【高校生に対する奨学金について】

町長：　それと、高校生に対する奨学金の関係です。これについて何かご意見ございますか。多可町のハートフル学業支援金給付制度の実施状況を対人口で見ると良いのかよくわかりませんが、0.21%で他の市町よりは充実しているという見方で良いのですね。併給不可の実態はこれで良いのですか。他の市町はどうですか。

事務局：　併給可と不可がちょうど分かれてる状況ですね。宝塚市、高砂市、加西市、赤穂市、福崎町、三木市が併給が可となっています。

町長：　この併給可としているところは、それぞれの奨学金の併給とは何を併給してるのですか。

事務局：　平成26年から始まった県の高校生等奨学給付金、日本教育公務員弘済会奨学金等が対象になっています。

委員：　兵庫県の高中生等奨学給付金側からも、併給は認められていないのですか。

事務局：　そちらは併給について、制約はありません。

委員：　それでは多可町も支給しても併給可になれば、県の高中生等奨学給付金も出してくれるということですね。

事務局： はい。

町 長： 県内における高校生等に対する奨学金の表を見ていましたら、多可町の月額5,000円が一番低いですね。この金額がもっと高かったら併給は駄目というのは理屈では分かりますが、低いのであれば併給は可の方にもっていく方が良いのではないですか。

事務局： 併給可にすれば、10名程度増えると推定されます。

町 長： しかし、その10名が本当に助かったら良いのではないですか。

教育長： 現在は、併給不可としているので、どの奨学金をもらった方が良いのか、それぞれの家庭で微妙なところがあります。多可町だったら60名ほどの申請があるのですが、兵庫県高校生等奨学給付金ができからは、どちらを申し込まれた方が有利か、事務局がその家庭の状況を見ながらアドバイスしています。これが併給しても良いとなったら、ほとんど倍額になるわけですね。

事務局： はい、そうなります。

町 長： 多可町のハートフル学業支援金給付制度の所得基準額は、兵庫県高校生等奨学給付金の支給の所得基準はより低いわけですね、本当に困ってる人がダブルで支給でもらえるという理解なのですが違いますか。そうではないのですか。

事務局： 兵庫県高校生等奨学給付金は、多可町のハートフル学業支援金給付制度の所得基準より低く設定されています。生活保護世帯もしくは町県民税非課税世帯に対してのみ、県高校生等奨学給付金が支給されてます。

町 長： 今の話を聞いてましたら、より所得が低い家庭がダブルで受けられるのだから、しかも、片方が支給なのだから多可町としては、財源的に変わらないので併給を可としてあげる方が実効性があるのではないですか。

委員： ハートフル学業支援金給付金を併給可にすることに賛成です。

町 長： 県の基準は本当に困ってる人に対して県が実施している支給で、多可町はそれ以上の人に対して、または以下の人含めて多可町として措置をするものだから、併給でも良い気がします。

委員： 多可町の奨学金は受けられても、県の奨学金を受けられない人はどのくらいの割合になりますか。

事務局： 県の奨学金の支給実態は分かりませんが、昨年度は多可町のハートフル学業支援金給付制度を45名が受けられています。

町 長： 28年度の予算では60名分ですね。例えば今年45名としたらどうなりますか。

事務局： 昨年度において、ハートフル学業支援金給付制度申請者の世帯構成や経済状況を検討した結果、高校の事務局と調整して県の給付金を受けることになった人がほぼ10名ですので、45名+10名の55名程度が、本来のハートフル学業支援金給付制度対象者と推定されます。ただ多可町に申請されずに、直接高校の事務局へ県の奨学金申請された方の存在もあるかもしれません。

町 長： しかし、県の奨学金を受けられる方が、多可町のハートフル学業支援金給付制度の両方受ければ、プラス60,000円になることになりますね。

委員： では、併給を可にすればだいぶ支給を受ける金額が増えますよね。

町 長： 助かりますね。ハートフル学業支援金給付制度の月額5,000円を6,000円

に上げるよりは、家計が苦しい世帯は助かるということですね。

教育長： 毎年60名分の予算を置いてるのですか。

事務局： 予算は、前年度の多可町のハートフル学業支援金給付制度を受けた人数と現年の中学3年生で就学援助を受けた人数を積み上げた分を基礎として、予算化しています。

町長： それでは、併給可という方向で考えていきましょか。

事務局： すべての奨学金を併給可とするのか、兵庫県高校生等奨学給付金に対象を限定するのかどうですか。

町長： こだわらなくていいのではないですか。多可町の奨学金が何もなかったらこっちを受けるわけですね。それに多可町としては、金額が若干少ないけれどもこれだけの措置をさせてもらって良いのではないですか。

事務局： 事務局としては、今後ハートフル学業支援金給付制度に関する条例・規則を再度確認して、他の奨学金との併給を制限しないよう改正する方向で検討していきます。

#### 【大学の奨学金について】

町長： その次に大学等奨学金事業ですが、いかがでしょうか。事務局が奨学金調査表として資料を作成していますが、これらの奨学金が存在していることを皆さんはご存じなのでしょうか。高校では、生徒に教えるのでしょうか。

委員： 皆、知ってると思います。

事務局： それぞれの奨学金のホームページ見ますと、詳しくは大学の窓口で確認して下さいという案内が示されている場合が多いです。また奨学金の中には、対象大学を指定してる場合もあります。

委員： 一番多く利用されてるのが貸与の奨学金なんですね。ところがとても返しきれないために、自己破産に追い込まれるということを知りますね。

町長： しかし借りたものは、返すのが当たり前だと思います。

委員長： 大学を出て正規社員として勤められれば返せるのですが、非正規であれば、自分の生活だけで大変なので返せないという状況だと思います。

教育長： 現在、高校までは約90%の生徒が進学しています。今の時勢としてどんな状況であれ、経済的なことは国なり市町村なりが考えないといけません。大学の給付型奨学金をどう考えるかは難しいですね。大学に行かずに働いてる人との格差はどうなるのか、そのあたりが問題になると思います。

委員長： 大学を出ても返す気が無いというのではなくて、返したいけれども生活が大変だから返せないという状況だと理解しています。田舎で親と同居してれば住居費や食事が不要ですが、都会で非正規雇用だと生活費だけでも大変だと思います。

町長： 今の子どもは贅沢ではないのですか。それと貸与型奨学金は親が借りてるのを子ども自身が知らなくて請求が子どもに行く、でも自分が借りてないので払えないという感じがします。

委員長： 多可町の子どもが大学に行く場合は、貸与型奨学金を借りなくてもいける子どもが多いとは思いますが、実際は何人位の子どもが借りて行ってるかというのは全く分かりません。借りてでも大学に行きたいという子どもが、居るのかどうかも分

かりません。

委員： 今の子どもは、わりと気楽に借りてるように思います。大学を卒業した時点で、借金を抱えて生きて行くんだとの認識が全くないような気がします。

町長： 貸与型奨学金の返還は、20年くらいなので、返す額は月額にしたらそんなに多いのではないのではないですか。携帯電話代金の方が多いのではないですか。なんか意識の問題ではないでしょうか。

委員： 大学や専門学校に目標を持っていっている子どもには、何とかしてあげたいと思いますが、ただ何となく大学にいったらと思ってる子どもだと、そこまでしなくてもと思いますが実情は分かりません。

#### 【行政内での連携について】

町長： 奨学金や子どもの生活相談に対しての対応は、どのような体制が良いのでしょうか。相談体制は福祉の部署で持つ方が良いのか、教育委員会部局で持つ方が良いのか、その辺のあたりはどうですか。

教育長： 学校と教育委員会と健康福祉課の連携が必要となります。先だつての家出の事案場合は、県のこども家庭センターへつなぎました。そこへ両親が相談に行かれて、初めは具体的な相談はしないとと言われてたのですが、根気強く説得して子どものためということで、相談員や健康福祉のヘルパーさんともつないでいきました。

ただ、町の相談員や健康福祉課のヘルパーだと言いたくないと言われることがあるので、県の機関を利用する方が良い結果が出る場合もあります。

委員： そうですね、非常にデリケートな問題です。

町長： 県民局に相談員がいらっしゃると思うのですが、そういう人の活用ができれば良いと思うのですが。子ども養育専門相談が配置されてると思います。ちょっと調べてみる必要がありますね。

教育長： こども未来課の家庭相談員に関わってもらったり、次につないでいくのはこども家庭センターにつないでいくのですね。

事務局： そうです、そういうケースが多いです。一応、家庭センターのケースワーカーの方に関わっていただいて今回、家出の子どものもつないでいただきました。

町長： もう一つの問題で離婚を止めるという問題ですが、簡単に離婚をしてしまう。どこまで入っていけば良いのか難しい問題ですが、離婚をする時に子どもの養育をどうするか全く話し合いをせずに離婚をしている場合が多いようです。子どもの養育をどうしますか、それがひとつの課題ですよと指導する必要があるのかなと思います。しかし、それが離婚を促進することになれば困りますし、難しい問題です。

委員長： 養育費を貰うという約束ができて、相手にお金がなければ、実際には支払ってもらえない方がいらっしゃるようです。DVなど話し合うことが難しい場合もあるでしょうが、経済的に大変だという認識が低いのかもかもしれませんね。

教育長： きちんと養育費が入ってくれば良いのですが、入ってこなければ、てきめん困りますね。

委員長： 子どもは敏感ですから、親がお金に困ってるというのは分かりますね。

町 長： 今回は、行政の中で十分連携して、情報提供したりして対応していくということにしたいと思います。

## (2) 少子化に伴う教育的課題について

### ①いじめ問題

いじめ問題について、事務局より説明がなされた。

#### 【夜9時以降 SNS やりません運動について】

町 長： ただいまの説明につきまして、何かご意見ありますか。教育委員会が推進している「夜9時以降 SNS やりません運動」ですが、もっとPRを教育委員会はどうしてしないのかなと思ってます。ポスターを作って終わってしまってる気がします。なぜこのようなことを言うのかといいますと、県が条例を作ろうとしています。条例で規制するのはおかしいのではないですか。多可町では、すでに対策をとっていますと言ったのです。

教育長： 平成26年度から、PTAと一緒に「夜9時以降 SNS やりません運動」をやっておりますが、この運動を進めることによって保護者の意識がずいぶん変わってきたと思います。

この問題をより深めていくために、実際に子ども達が自覚して、自分でセーブして、子どもの主体的な動きを推進していくことを、次の段階として取り組んでいきたいと思っています。今年は県立大学の竹内先生と子ども達と一緒にこの問題をどう進めていけば良いのかを、ワークショップをしながら子ども達の自主的な動きをもっと切り出していこうと考えています。

町 長： そうですね、学年によっても違いますからね。子ども自身に考えさせないと駄目と以前も言ったのですが、規制だけでは駄目ですね。

#### 【いじめについて】

町 長： いじめの問題ですが「いじめに負けない子」って表現がありました。最近そういうことはなくなってますね。それは何故ですか。「差別に負けない子」という言い方があって自分を強くしようということがありましたが、今は「差別をなくそう、いじめもなくそう」とこちらばかりになってる気がします。これが一番良いのでしょうか。

委員長： いじめられてるあなたが強くなりなさいと言うよりも、いじている側が間違ってるのだから、いじている側がいじめを自覚して直すほうに重きがいてると思います。

委員： それと、いじめられるほうも悪いという話もありましたが、それは間違ってるということで、いじめるほうが絶対に悪いと思わせるためじゃないですか。

町 長： たぶんそうですね。

教育長： それと昔と今とを比較をした場合、いじめの質が非常に陰湿になってるのも事実です。言葉では言わないですが、周りからストレスを与えたりしています。いじめを許さない子どもや集団をつくるのが、これから一番大事だと思います。

町 長： いじめの質が変わってきましたね。

委 員： 小学生の段階で、いじめはいけないと認識させるのが大事だと思います。中学生になってからでは、隠れていじめをしたいと思います。資料を拝見して、子どもだけが悪いのではなく、大人も気をつけなければと思いました。

委 員： 小学校の子どもは人格が形成されている途中ですし、親の影響が大きいと思います。私事ですが、以前に子どもが教室で孤立していることを把握しましたので、それに関係する家に事情を伺いに行ってきましたが、その保護者はいじめが存在することを全く存じられていませんでした。このためこれでは駄目だと思い、直接学校に相談に行きましたが、校長先生は「子どもさん自身がもっと強くならなければ駄目だ」と言われて、頑張ってる子どもにもっと頑張れとは言えない経験をしました。やはり、「いじめに負けない子」では、問題は解決しないと思います。

子どもに対するアンケートも問題を含んでいると思います。アンケートはすごく有効なこともあると思うのですが、本当のことはアンケートに書かない、書けない場合もあるということです。

いじめは、話し合いではっきりさせて解決することもあるかと思いますが、現在のいじめは陰湿で根が深くなっています。いじめの中心となるボスがいる時には、特定の子どもに対する無視の状況が続きます。一クラス少人数は良いところもあるのですが、一度クラスの中のバランスが崩れるてしまうと、卒業するまでクラス替えがなく、不安定な状態が続きます。このような問題があるごとに、子どもを守ってあげることが大切だと思います。

町 長： 難しい問題ですね。

教育長： この問題は、担任の先生が1人で抱え込まないで、管理職や他の先生と相談して、学校全体の問題として取り組むことが解決への方策です。

町 長： そうですね。それが結論ですね。

### 日程第3 その他

#### (1) 今後の総合教育会議開催について

##### 第2回総合教育会議の開催

平成28年11月頃～29年1月頃

#### (2) その他

##### 【多可町の3つの発祥について】

教育長より、多可町の3つの発祥について説明がなされた。

- ・山田錦の発祥
- ・杉原紙の発祥
- ・敬老の日の発祥

町 長： 多可町には3つの発祥があってありがたいですね、他の町では発祥のものがなくて誇れるものがないとおっしゃってます。そういう意味では本当にありがたいです。今後これが共通のものになればと思います。

【熊の出没について】

委 員： 熊の出没の情報がありますが、対策はどうなってますか。

町 長： 熊出沒対策会議を設置しました。県の研修も受けて、対応していこうということで調整をしています。ただ熊が出没したからといって、射殺することはできないのです。仮に一旦捕まえても、他の市町に放すことはできないのです、多可町で捕まえた熊は多可町内で放さないといけないのです。しかしそれでは解決にならないので、動物センターで預かってもらって、そこが適切な対応をする仕組みを作ってくださいと要望したところです。

委 員： 子どもの通学路で出たとか、学校で鈴を持たせてくださいとかの指示がありますが、何らかの対策ができているのかと思ひまして伺いました。

【閉 会】 町 長 午後5時31分 閉会宣言